

また子どもがCGメンバーになる前には、日頃のコミュニケーションも円滑であったという例が多く、総じて両親の関係も円満である。なお、基本書は本論末に添付してある。

③と④を、救出カウンセリングと呼ぶ専門家もいるが、一応、分けてみた。ともに、いくつかのルートを頼って（それぞれのCGの親の会、被害者の会や、大学保健センター、保健所、警察その他の公的機関など）専門家にアドバイスを求めに来て、指導をうけたものである。肉親は当初、専門家による「脱・洗脳」を希望していたが、親が主体でなければならないと、教えられ、勇気づけられ「奮起」したグループである。

③と④の差は、脱会までに、専門家が当人と直接面接するかどうかという違いがあり、親の能力に影響を受けることもあるが、CGの教義の性質にも左右されている。たとえば「不法医療行為」や「法外な金銭要求」などの活動が主体であるようなCGであれば、専門家の直接面接は無くても良いし、その方が、親子の話し合いもより実り多いものになる可能性が高いからである。

ただ、例えばキリスト教を模倣して作られたCGなどでは、親自身、そのCGのどういう点キリスト教と違うのかなどを理解することが極めて困難な場合がある。仏教を模倣して作られた破壊的カルトの場合、それはさらに、不可能に近くなるほど、難解となる。というのも仏教にはキリスト教にあたる聖書が無く、絶えず「異端」を産み出す土壌があるからだ。

そういう場合、当人の同意を得て、カウンセラーが出向くなり、親子でカウンセラーを訪ねることがなされる。これが④の場合であり、例えば神秘体験について詳しい専門家を訪

ねて、アドバイスをすることで、急速に脱会へと向かう例もある。

⑤の事例は、少ない。全例が、危険性の高い破壊的カルトのケースで、放置しておくと、殺人や傷害事件の当事者になるであろうことが、かなりの確率で予測される場合で、いずれも緊急避難的になされている。なお日本にはプロのディプログラマーは数人ほど居る（らしい）が、今回の調査では接触しなかった。したがって、ここにあげられているのは全て、ボランティア業務としてなされているものである。

ただし、プロといっても、巷間の噂にあるような多額の金銭を要求する者は無く（日当3万円程度で2週間ほど、それに旅費などを加算なので、CGへの一回の布施より安価である）、むしろそういう噂を立てられる人物は、逆に別のCGのリーダーだったりするので注意が必要とされている。いずれにしても職業的に行っている人物はかつてのCGメンバー（元信者）であるようだ。

なお、最近、統一協会側が、サイエントロジーの理論的な支援を受けて反ディプログラミングキャンペーンを展開しており、一部は訴訟の場に持ち込まれている。刑事裁判では決着がついたが（原告、つまり統一協会側の敗訴）、民事事件では争いが続いている。これに関して、月刊誌「創」で、統一協会側が資料提供し、宗教ジャーナリストを名乗る室生忠氏が「強制改宗の実態」という、事実をことさらに歪曲した記事を書いた。本報告の趣旨ではないので、詳しくは触れないが、この記事を中心に統一協会側が利用。あろうことか、精神医学の名門の専門雑誌でも、反ディプログラミング・キャンペーンの一貫として執筆された論文が掲載された。この雑誌では、かつて著者も誌上で統一協会員

の精神科医と論争したことがある。前回とは筆者は異なるが、論調や引用文献は全く同じである。査読する編集委員は、その雑誌がCGに利用されないよう注意しなければならない。なお、雑誌に限らず、当人が知らないうちにCGの「広告塔」にされている場合も実際には多いものである。

4 離脱へむけて

CGの問題点にメンバーが気づき、もしくは活動について行けなくなって脱会したとしても、離脱しているわけではない。譬えていえば急速断酒、もしくは麻薬からの即時禁断の状態だからである。

今回の調査で協力を得た元CGメンバーでは、脱会を決意する時点までに専門家のカウンセリングを受けたものは、上記の通り、77名だったが、脱会決意後に、初めて専門家や元メンバーたちとの面接がなされたのが168人で、全276人のうち、245人が、離脱に向けて、専門家のこのころのケアを受けていた。

なお、今回の調査で、Post-mind-control-syndrome (PMCS : 高橋, 1995)の基準に合致する事例は、257人だった。

個別のカウンセリングの他、元メンバー同士の交流の場への参加の促し（断酒会や薬物からのリハビリプログラムなどに似ている会合）、壊れた家族への援助、ゆっくりとした社会復帰へのエンパワーメントなど、ここでは記述できそうもない。

理想的なシステムとしては、昨年度の報告書「特定集団から離れた者に対する保健指導のあり方に関する研究」の中の、伊藤順一郎論文で示されているケアシステム案（図4）が優れている。これにつけ加えるなら、「決して急がないこと」という精神である。PMCSの持続期間は、

CGに入信していた期間とほぼ同程度と考えられているからだ。

さらに言えば、既存の施設だけではなく、「カルトからのリハビリセンター」を民間で設立することも予定されていて、資金はなんとかなりそうだが、用地がないという事情がある。これは、精神障害者の施設が、近隣に配慮されながら設営される事情に似た構造がある。公的支援が必要である。

元CGメンバーは、これまでのCGから離脱しても、なお一般社会からは冷たい視線を浴び続ける。こういう差別的な事情を解消するためにも、さらなる研究、実践、施策が望まれる。

第五章 諸外国の政府レベルでの対応と、わが国で求められること

CG問題について諸外国ではどのような政府レベルでの対応をとっているのか、日本脱カルト研究会、靈感商法被害者弁連などの現時点までの調査をもとに簡単に述べる1)。本章は、今後のCG問題の施策上、避けては通れない原点について素描するにすぎない。したがって、今後、さらに詳しい調査・研究がなされるべきであることは論をまたない。

もとより思想・信教の自由は民主主義の生命線である。

だが、かつての長い鎖国の果てに開国した日本が、明治期になってその法制度の精神を充分理解せず模倣した源泉の「先進国」で、いま、なぜ、国家がCG対策に乗り出しているのか、まずは歴史的に少しばかり遡ってみることにする。なお以下に使用した外国の条文の訳語については、国立国会図書館・調査及び立法考査局諸氏による邦訳に頼ることが多かったが、文章の責任は私ひとりにある46)。

1 CG対策前々史

宗教と国家との関係は、それぞれの国の発達の歴史的背景があり、一概に論じられないもの、ヨーロッパの中世は、国と宗教はほぼ一体であったと言ってもさしつかえない。近世の直前になってやっと国が権威づける宗教団体以外の他の団体の最小限の活動が、法的に認可される。例えば、英国では「寛容法」(Act of Toleration, 1688年)によって国教会以外のプロテスタントのみ礼拝を行うことだけが許可されたものの、「地方自治法」や「審査法」によって、活動には制限が加えられていた。この時点ではカトリック信仰はいまだ認可されず、1778年の「カトリック救済法」および翌年の「非国教派牧師法」、さらに1868年「強制的教会税廃止法」によって、非国教徒に対する不利益な扱いが撤廃された。

一方、カトリック王国だったフランスでは宗教改革のユグノー派による内乱を経て、1789年のフランス革命にいたって初めて「何人も、その見解の表明が法の打ち立てた公的秩序を乱さない限り、たとえそれが宗教上の見解であっても、自己の見解を理由に攻撃を受けてはならない」と宣言10条に謳われる。1901年には非営利社団契約に関する法律、いわゆる「結社法」が、また1905年には教会と国家の分離に関する1905年12月9日の法律、いわゆる「政教分離法」

(*Loi concernant la separation des Eglises et de l'Etat*) が成立した。

ドイツは英仏に比較して国家の形態が激変したこともあり、思想、信条に関して現在にまで残存する法律として、1896年制定のドイツ民法典 *Bürgerliches Gesetzbuch* と、戦後のドイツ連邦共和国基本法(1949年制定)に影響を与えた1919年のドイツ憲法(ワイマール憲法)がある。

ドイツの法体系の特徴は、法の前の平等、信仰および良心の自由、宗教教育などの学校制度など、戦後あらたに加えられたものの他に、ワイマール憲法の136条から139条および141条が継承されており、最大の特徴としては、宗教団体を公法上の団体と民法上の団体に分離していることである。公法上の団体としては福音主義教会とカトリック教会があり、その他、州法によってユダヤ教が公法団体と認められている。公法上の団体と民法上の団体では、税法上に格段の違いがあり、民法上の団体については、その活動が公益目的にかなうかどうかで認定判断される。なお公益目的とは、「団体の活動が物質的、知的、または道徳的領域において、無私に公益を促進することに向けられる場合」であり、政治活動はそれに含まれない。つまり、その団体が政治的意見の形成に影響を及ぼしたり、政党を支援するなどの政治活動は、公益目的とはされない(連邦大蔵省指針, 1977年)。

なお英国には宗教団体に関する法律(わが国でいうところの宗教法人法)はなく、宗教団体は伝統的に「公益団体(charity)」として扱われてきた。そこでも公益目的(charitable purpose)とは何かが問題になる。古くは「大学生の支援、橋梁の修復、教会や礼拝場の修復や結婚の世話」などが挙げられていたが(1601年)、1805年の判決(ロミリーの分類)では、貧窮民の救済、学問の振興、宗教の促進、一般公益事業の促進の4つが挙げられ、さらに今日では、ベルセム事件でマクノートンが行った分類(1891年)の、貧困の救済、教育の増進、宗教の促進、地域社会の利益への貢献の4つが判例法として定着している。

なお公益団体が行ってはならないことがあり、団体としての政治活動、継続的な商業活動、団体運営者が役職について報酬を得ること(制限

条項)、その他である。また、公益団体に対する監視があり、不当な資金運用(リスクが多いとか、管理者が不当に多額の報酬を得ているなど)や、政治活動に関係しているなどに疑念があれば(通報も可能)、公益団体委員会という中央官庁の監視下に入ることになっている。

こういう政治・宗教の国家的背景は、一朝一夕に出来上がったものではなく、血で血を洗うような限りなく多くの犠牲があり、さらに、年余に渡って、議論に議論が重ねられ、最終的に理性によって「民主的」に合意されてきたものであることを忘れてはならない。そしてそのような背景があるからこそ、政府レベルでのCG対策へと繋がっているのである。

2 CG対策前史

60年代後半から、ヨーロッパ圏でも、教会の権威の凋落、地域共同社会のきずなの崩壊、さまざまな価値観の多様化と共に、先ずは、学生運動が、そしてネオナチズム、麻薬、さらに宗教セクト(今日でいうところのカルト)が、席卷しはじめた。とりわけ先進国では、経済的豊かさや相まって、左翼的な学生運動は衰退し、代わりに、麻薬か、さもなければセクトが一部の若者をとらえ始める。

70年代のヨーロッパ各国に入り込んだ統一協会は、世の親たちを震撼させた。通常、ヨーロッパでは18歳になれば、親元から離れて学生生活を謳歌する。70年代以前の親の心配事といえば、息子や娘が極左集団に入るとんでもないことをやらかすのではないかというものだった。ところが、親に言われても教会にはほとんど足を運んだことのない子どもが、便りによれば、キリスト教の勉強を始めたらしいと喜んだのもつかの間、次第に連絡が途絶えがちになり、どうやら大学にも通っていないと、ギムナジウム

時代の息子の友人から知らされ、心配して大学都市を訪ねてみると、すっかり人相が変わり、部屋には東洋人の教祖の写真が貼ってある。親たちが使っている福音書とは全く違った「キリスト教」なので、驚いて問答すればするほど、本当の親はその東洋人なのだと言い出す始末。

こういう相談が牧師たちに頻回に来るようになった。私の知る限り、ドイツでは対統一協会対策は、牧師、心理学者、精神科医(特に思春期問題を得意とする教授たち)の全面的バックアップで、すでに1980年代には雌雄を決していた47)。

90年代には、もはや統一協会はドイツからほぼ撤退している。おそらく同じ事情はヨーロッパ各国にもあったらしく、1984年5月、EC議会は、当時すでに深刻化していたCG問題に関して「宗教団体に与えられた保障の下で活動している新しい組織によるさまざまな法の侵害に対するヨーロッパ共同体加盟国による共同の対応に関する決議」を採択した。その内容はCG問題に対して具体的な判断基準を含んでいた。全部で13ある基準のうち主なものを提示すると、

- 1) 未成年者は、その人生を決定してしまうような正式の長期献身を行なうよう勧誘されてはならない
- 2) 金銭的または人的な関わりをするについて、相応の熟慮期間が設けられるべきである
- 3) 個人の「妨げられることなくある運動から離れる権利」「直接または手紙ないし電話で家族や友人と接触する権利」「独立した法的またはその他の助言を求める権利」「いつでも医師の手当を求める権利」は尊重されなくてはならない
- 4) 入信の勧誘の時、その運動の名称および主義が常に、ただちに明らかにされなくてはなら

ない

- 5) 要求があれば、権限ある官庁に対し、メンバーの住所または所在を告知しなくてはならない
- 6) 家族からの電話および手紙はメンバーにただちに取りつがれなくてはならない
- 7) 子供については、教育や健康、さらに悪環境の除去などについて配慮されるべきである

われわれが「カルト問題」という時、それは個々の教団の内面、つまり教義とか、組織とか、教祖の問題を指しているのではなく、結果として噴出し続けている「実際の被害」を構成する諸問題のことを総称しているのであり、規模の大小や歴史の新旧を問題にしているのではない。カルト問題は宗教問題なのではない。

さて、それでは実際の被害とはどのようなものか？ここで個々の教団名を挙げて説明する必要はないだろう。

しかし被害状況は、謙虚に相談者の声に耳を傾ける時間と、多方面からの情報を集める努力を怠らないならば、おのずと明らかにされる性質のものである。

しかしこのような勧告も、実際の効力はあまり期待できない。というのも、さらに巧妙な方法で信者を心理的に束縛することをCG側が考えるからである。

CGの常識と一般常識とのずれからさまざまな悲劇が起きる。例えば、CGにはすでに発病した精神病患者が取り込まれたり。また内部でしばしば精神分裂病が発症するが、ある教団では「精神医学はサタンの教え」となっているため、診療を激しく拒否したり、教団メンバーが治療を妨害したりする。

「妨げられることなく教団から離れる権利」といっても、離れると無間地獄に落ちるなどの

精神的束縛があるので、離れられない。

子供の教育にしても、現在の国によってなされる教育に批判を植え付けられているので、最低限の義務教育だけは受けさせるが、それ以上の進学をさせないとか、極めて粗末な食事をさせ身体の成長を遅らせたり、著しく偏った世界観や、終末思想を植え付け、精神の発達を阻害したりということが行なわれる。

これは宗教的CGだけではなく、宗教のかたちをとらないある種のコミュニケーションや、瞑想セミナー系の団体にもあてはまる。組織の大小や古い、新しいということには関係なく、入信にはじまって一人前のメンバーになり、さらに新規のメンバーを獲得するにいたる過程で生じるほとんどのCG問題の源泉はただ一点に集約される。それが心理操作である。

なおこの決議を受けて欧州会議（注：欧州議会とは別である）は1992年、「セクトおよび新宗教運動に関する勧告1178」を採択した。

- 1) セクトに関する立法措置は不適切である
- 2) その代わりに、この問題に対処するために、教育手段、法的手段をとる
- 3) 加盟国が以下の手段をとることを提案する
 - 1) 具体的、客観的な情報を含んだ教育カリキュラム
 - 2) セクトおよび新宗教の性質、活動の情報は、広く流布されるべき
 - 3) 未成年保護
 - 4) セクトメンバーがそこから離脱する権利があることを告知されるべき
 - 5) セクトに雇用される者の社会保険機構への届出

3 CG対策の現状

1996年2月8日、日本の国会に相当するフランス国民会議本会議においてカトリックシンパから共産党までの全党が賛同した報告書「フランスにおけるセクト」が公表され採択された。セクトとは我々のいうところのカルトである。この報告書にはセクトの特徴として『精神の不安定化を狙った操作により、会員から無条件の忠誠、批判精神の低下、一般に受け入れられている社会の価値観（習慣的、科学的、市民的、教育的）との断絶を得ようとする集団であり、個人の自由、健康、教育、民主制度にとって危険をもたらす。この集団は哲学や宗教の仮面を被り、その裏に権力、支配力、信者の利用という目的を隠している』と定義している。

そしてセクトかどうかを判断する10の基準を掲げる。

- 1) 精神の不安定化
- 2) 法外な金銭的要求
- 3) 住み慣れた生活環境からの断絶
- 4) 肉体的損傷（不法医療行為を含む）
- 5) 子供の囲い込み
- 6) 反社会的説教
- 7) 公秩序の攪乱
- 8) 裁判沙汰の多さ
- 9) 通常の経済回路からの逸脱（不法労働や脱税）
- 10) 公権力への浸透の試み

報告書はセクト問題にたいして、徹底した政教分離のもとで、セクト観測所の設置と、会計監査院や公正取引委員会のような機能をもった宗務高等審議会の設置を提案している。ただしセクト新法制定については消極的であるが、セクト問題は麻薬やエイズなみの国家的防衛策を必要とするという見解である。

ドイツ連邦議会は1998年5月、「セクトと心理集団」調査委員会報告を採択した。超党派の12名の議員と12名の学者、12名の専門スタッフが2年の集中的な調査検討を重ねたもので、学者には、精神科医、法律家、宗教学者がいる。全494頁にもおよぶ膨大な報告書である。かつて統一協会問題をクリアーしたドイツのCG問題のアキレス腱はいまやサイエントロジー問題である5)。

基本姿勢として重要なのは、セクト（もしくはカルト）という言葉は使用しないこと、基本的観点を常にドイツ基本法第4条の「国家の中立性と寛容の原則」に置きつつ、信教の自由、良識に従って行動する自由は、不可侵の基本権利であるという点を貫いていることである。

その上で、具体的な教団名は、サイエントロジー以外には一切、列挙することはせず、次のような具体的対策を提案している。

- 1) 啓蒙のための国家資本による財団の設立の勧告
- 2) 精神的療法についての法的措置
- 3) 経済行為についての法規制
- 4) 国際的な協力
- 5) サイエントロジーについて

ここでは、1)の国家財団の設立に関して、簡単に述べる。委員会は国家は国民のためにこの種の問題を啓蒙し、争いを解決し、指導の手助けをするべきであると勧告している。

この財団は、研究作業の必要性を提唱し、自らこれを実行する。

既存の情報を体系的に把握整理する。

出版物を通して大衆を啓蒙する。

教育するためのプログラムを作成し、これを

実行する。
関係文献を作成する。
国内的、国際的レベルで専門会議を促進する。
具体的な紛争事件においては、仲裁センターとしての役割を果たす
国家的に促進されるべき相談活動に経済的な予算を提供する

委員会はこの財団によって「あらたな宗教裁判が行われるのではないか」という批判に断固反対する。

私見だが、反統一協会問題にかつて関与した某精神科医たちは、同時に反ナチズムでも高名な新ハイデルベルク学派であり、国際サイエントロジー教会が主張し続けているような、ハイデルベルク学派が、伝統的にナチズムの末裔であつて、好んで宗教批判を展開しているなどという中傷キャンペーン（これには日本のタカハシも含まれている）に呆れ返っているようだ。

さて私がこういったCG問題について発言しはじめたのはドイツから帰国して3年後、いまから10年ほど前からで、当時は日本にボランティアの救出カウンセラーが存在することさえ知らなかった。当時の学会や論文の発表例は外国のもので、ディプログラミングの実際を日本に紹介しただけであるが、やがて靈感商法被害者弁連やキリスト教牧師たちと知り合い、さまざまなCGの被害者たちの精神医学的相談に乗るようになった。95年の夏からは定期的にオウム被害者の会（おもに親の会）および被害者弁連から構成される「考える会」が開かれ、11月には宗教者、弁護士、精神科医、大学教授、元信者たちを中心に日本脱カルト研究会(JDCC; Japan De-cult Council : <http://www.cnet-sc.ne.jp/jdcc>)が発足した。本来は詐欺的な勧誘に近

いと考えられている全てのCG問題の情報を収集し、救出カウンセリング技法の研究とか、学生、社会人への啓発運動を展開すべきであるが、人的、資金的ゆとりがないため、ごく限られた活動しかできていない。CG問題への対処は実は予防が一番なのである50)。

民間レベルでいうなら米国にはたとえばアメリカ家族協会(AFF)や、以前のカルト警戒網(CAN)のように、主に過去にカルト被害にあった人たちが運営する組織があり、またフランスにはマインドコントロール対策資料教育センター(CCMA)や家族と個人を守る会(ADFI)があつて、新たなカルト被害者を生まないために活動している。この活動を支援するために多くの精神科医や心理学者が協力している。CG問題は消費者問題であると同時に、「心」の問題だからだ。ただし、現在の米国のカルト警戒網(CAN)は、米国最大、最強のCGであるサイエントロジーがロゴを買い取り、支配下にあるので要注意である。

米国では宗教団体が議会でロビー活動を行うことが法的に許されており、豊富な資金が投入されていて、米国では国家レベルでのCG対策は、皆無に等しい。しかも、多くの米国の宗教学者はCGに関して過剰に寛容である。建国以来の精神であるというが、その実は不明。

なお日本ではいまのところ元信者がこういう民間の反CG運動に参加するほどの意識の高まりをみせていない。CGに居た自分を責めつづけるからである。しかし断酒会などのような自助グループの形成は脱会後のさまざまな後遺症に悩む元信者にとって福音であり、今後ふえつづけるであろうCG問題の解決の糸口になるはずである。

CG問題に関して、わが国で研究面で初めて本格的に国家予算が使われた本研究報告は、実

はこれからが、すべての始まりであると付言して、筆を置かざるをえない。継続研究が切に望まれる次第である。しかも今回の研究費では正直に言って、全くの不足だった。

本報告書作成に当たっては、日本脱カルト研究会メンバー諸兄の多大の協力を得た。ここに謝意を表したい。

なお施策への提言をまとめるには時間切れとなってしまう。これは次年度への課題としたい。

なお一部メディアが報道した「脱会のためのマニュアル」作成の件だが、そういうものを作成すれば、たちどころにCG側が対策を立てるのは火を見るより明らかなことで、なし得ない相談である。従って、第四章の行間を読みとって、関係各位が工夫していただくことを期待する。まずはそこに掲げた基本図書から学習されることが、近道であることを申し添えておく。

最後に、日本脱カルト研究会は、相談機関ではなく、研究および情報収集機構であり、個別の相談には応じていないことを明記しておく。

参考文献

- 1) 大宮司 信；文化現象と憑依、「憑依の精神病理（大宮司信著）」所収、183-187、星和書店、東京、1993年
- 2) 塩谷智美；マインド・レイプー自己啓発セミナーの危険な素顔、三一書房、1997年
- 3) 池見 猛；迷信犯責任論の構成、内村祐之教授還暦記念論文集、PP. 629-631、内村教授還暦退職記念会、1959
- 4) 稲村 博；感応精神病による一家心中の1例；Act. Crim. Janpon. 39, 142-155, 1973
- 5) 稲村 博、石川義博；仏教信者によるテロ事件、Act. Crim. Janpon. 39, 74-76, 1973
- 6) 伊藤晋二；“悪魔殺し”の鑑定、「司法精神医学と精神鑑定（小田 晋編）」所収、pp. 301-309、医学書院、1997
- 7) 加藤健一、永田武明、辻本育子；祈祷性精神病にもとづく死体放置の一例；Act. Crim. Janpon. , 54, 77-85, 1988
- 8) 川崎二三彦；治療を拒否された子供、児相の心理臨床, 12, 43-55, 1997
- 9) 木村 敏；祈祷性感応精神病の一家族例、第一部（精神医学的考察）、臨床心理学研究、107-114、1968
- 10) Mester, H. ;Besessenheit – Psychodynamisch betrachtet, Psychother. med. Psychol. 31, 101-112, 1981
- 11) 中谷陽二；特異な宗教妄想による殺人未遂の1例、臨床精神医学、13, 955-962, 1984
- 12) 小田 晋；宗派と犯罪、精神医学、10, 827-831、1968
- 13) 小田 晋；宗教の病理；「狂気・信仰・犯罪（小田晋著）」所収、弘文堂、東京、1980年
- 14) 小田 晋；宗教の犯罪精神医学的側面 –

- 1) 犯因および犯罪防止要因としての宗教に関する犯罪精神病理学的考察、Acta Crim. Japon., 62, 70-81, 1996
- 15) 小田 晋、佐藤親次、森田展彰他；宗教と社会精神病理 — その関連の本質と今日的状況、日社 精医誌、5, 15-28, 1996
- 16) 佐々木雄司；宗教と精神医療、「現代精神医学大系5C（笠原嘉編）」、中山書店、東京、1978
- 17) Schneider, K. :Zur einfuehrung in die Religionspsychopathologie, (懸田克躬、保谷眞純訳：宗教精神病理学入門、みすず書房、1954)
- 18) 高橋紳吾；殺人事件被告U.H：「分裂病犯罪の精神鑑定（柴田洋子編著）」所収、pp. 243-253, 金剛出版、1987
- 19) 高橋紳吾；宗教：「医学のための行動科学（鈴木二郎編）」所収、pp143-148, 金芳堂、1992
- 20) 高橋紳吾；マインドコントロールと破壊的カルト、「超能力と霊能者（高橋紳吾著）」所収、PP. 180-205、岩波書店、東京、1997年
- 21) American Psychiatric Association:Diagnostic Criteria from DSM-IV, American Psychiatric Association (Washington DC) , 1994
- 22) 土井隆義；身体の拡張、社会の縮減 — 終末論を渴望するカルトの精神構造、イメージ、6-8、pp68-91, 1995
- 23) Festinger, L., Riecken, H. W. & Schachter, S. :When Prophecy Fails, Harper and Row (New York), 1964
- 24) Hassan, Steven; Combatting Cult Mind Control (浅見定雄訳；マインドコントロールの恐怖)、恒友出版（東京）、1993年
- 25) 柏瀬博隆；感応精神病、新版精神医学事典所収、弘文堂（東京）、1993
- 26) Lifton, R. J. :Thought Reform and Psychology of Totalism, 1961(小野泰博訳、思想改造の心理、誠信書房、1979)
- 27) 南哲史；マインドコントロールされていた私、日本基督教団出版局（東京）、1996
- 28) Mueller-Kupfers, M., Specht, F(Hrsg); Berichte aus dem Bereich der "Vereinigung skirche" in Neue Jugendreligionen, Verlag fuer Medizinische Psychologie im Verlag Vandenhoeck & Ruprecht (Göttingen), 1979
- 29) 日本脱カルト研究会編：心の健康づくりハンドブックー破壊的カルト・オウム真理教を考える、日本脱カルト研究会、1996
- 30) 西田博文；感応の精神病理、金剛出版（東京）、1989
- 31) 西田公昭；マインドコントロールとは何か、紀伊国屋書店（東京）、1995

- 32) 西山茂；第四次新宗教ブームの背景、現代のエスプリ No. 292、
(宗教・オカルト時代の心理学)、P34-43、
1991
- 33) Ross, J. C., Langone, M. D. ;Cults:What Parents Should Know, (多賀幹子訳、カルト教団からわが子を守る法、朝日新聞社、1995)
- 34) Stamm,Hugo;Die fuenf Phasen der Indokri-
nation, in Sekten — im Bann von Sucht
und Macht, pp91-124(山本泰生、森本浩一、村
井翔訳、カルトに引き込む五つの階梯、イマー
ゴ、6-8、 pp68-91, 1995)
- 35) 高橋紳吾；洗脳はずし (Deprogrammierung) とカルトにおける 救済の問題、臨床精神医学、21, (11), 1785-1792, 1992
- 36) 高橋紳吾；マインドコントロールの精神病理、臨床精神病理、16, (2), 115-124, 1995年
- 37) 高橋紳吾；宗教病理と精神鑑定、精神医学レビュー 19 (精神鑑定)、ライフサイエンス、
1996
- 38) 上田紀行；宗教クライシス、岩波書店、1995
- 39) 室生忠；知られざる「強制改宗」をめぐる
攻防 (1) 創3：136-147, 2000
- 40) 室生忠；知られざる「強制改宗」をめぐる
攻防 (2) 創4：140-151, 2000
- 41) 池本桂子、中村雅一；宗教からの強制脱会
プログラム (ディプログラミング) によりPTSDを呈した1症例、臨床精神医学 29:129
3-1300, 2000
- 42) 高橋紳吾；マインドコントロール (精神医学用語解説)、臨床精神医学 27:724-725,
1998
- 43) 高橋倫宗；「精神医学用語解説/マインド・
コントロール (高橋紳吾：第27巻第6号掲
載) について、臨床精神医学 27:1608-160
9, 1998
- 44) 高橋紳吾；ご意見にお答えして、臨床精神
医学 27:1609, 1998
- 45) 山口広、中村周而、平田広志、紀藤正樹；
カルト宗教のトラブル対策—日本と欧米の実
状と取り組み、教育資料出版会、2000年
- 46) 国立国会図書館調査及び立法調査局；外国
の立法 201「特集・宗教団体とカルト対
策」、国立国会図書館、1997年
- 47) Mueller-Kuppers, M., Specht, F (Hrsg);Ber-
ichte aus dem Bereich der “Vereinigungsk
irche” in Neue Jugendreligionen, Verlag
fuer Medizinische Psychologie im Verlag
Vandenhoeck & Ruprecht (Göttingen), 1979
- 48) 日本脱カルト研究会編；心の健康づくりハ
ンドブック—破壊的カルト・オウム真理教を
考える、日本脱カルト研究会、1996
- 49) Stamm,Hugo;Die fuenf Phasen der Indokri-
nation, in Sekten — im Bann von Sucht

- und Macht, pp91-124(山本泰生、森本浩一、村井翔訳、カルトに引き込む五つの階梯、イメージ、6-8、pp68-91, 1995)
- 50) 高橋紳吾；宗教病理と精神鑑定、精神医学レビュー 19 (精神鑑定)、ライフサイエンス、1996
- 市販の基本図書一覧
- 1) ロス&ランゴ二：カルト教団からわが子を守る法 (多賀幹子訳)、朝日新聞社、1995年
- 2) 川崎経子：統一協会の素顔—その洗脳の実態と対策、教文館、1990年
- 3) スティーブン・ハッサン：マインドコントロールの恐怖 (浅見定雄訳)、恒友出版、1993年
- 4) 西田公昭：マインド・コントロールとは何か、紀伊國屋書店、1995年
- 5) 浅見定雄：なぜカルト宗教は生まれるのか、日本基督教団出版局、1997年
- 6) オウム真理教信徒救済ネットワーク編著：マインドコントロールからの解放、三一書房、1995年
- 7) 滝本太郎・永岡辰哉：マインドコントロールから逃れて、恒友出版、1995年
- 8) パスカル・ズィヴィ：マインドコントロールからの脱出、恒友出版、1995年
- 9) 南哲史：マインドコントロールされていた私、日本基督教団出版局、1996年
- 10) 菊池聡ら：不思議現象なぜ信じるのか、北大路書房、1995年
- 11) 高橋紳吾：超能力と霊能者、岩波書店、1997年
- 12) 西田公昭：「信じるこころ」の科学、サイエンス社、1998年
- 13) ジェームズ・クラベル (小説)：23分間の奇跡 (青島幸男訳)、集英社文庫、1988年
- 14) 大峰 樹 (小説)：マインドゲーム、雲母書房、1995年
- 15) 日本脱カルト研究会：幻想のあなたに (ビデオ)、キリスト教視聴覚センター (AVACO)

厚生科学研究費補助金（特別研究事業）

分担研究報告書

青少年における「ひきこもり」の心理と「切れる」心理に関する考察

分担研究者 高塚雄介（早稲田大学総合健康教育センター心理専門相談員・臨床心理士）

研究要旨

近年、思春期から青年期における青少年の呈する問題行動の背後に潜む心理状態として、解明を待たれるものが、「ひきこもり」と「切れる」と呼ばれる心理メカニズムであろう。両者に共通するのは、人間関係に対する不安や怯え、不信感を抱えている者が少なくないという点である。本研究は双方の心理機制は重なるものであるとの認識のもとに、以下の五つの仮説を設定し、その背景を類推した。

- ①自立社会＝自己強化型社会がもたらす病理
- ②子育ての歪みからもたらされる対象関係のもろさ
- ③親世代の意識変化による影響
- ④ギャング・エイジ 集団の喪失による発達課題の未習状態
- ⑤学校社会における競争原理の強化

今後この仮説に基づく事例収集とさらなる分析を進めていきたい。

A 研究目的

近年、青少年による凶悪犯罪が激増しているが、その犯行に至る原因・理由、さらには心的状態が判然としないものが目立ってきていると思われる。そうした犯罪行為にまでは至らなくとも、突然攻撃性を露わにし、いわゆる「切れる」状態を出現させ、周囲の者を驚愕させる青少年たちの存在が少なくない。何が彼らをしてそのように「切れる」状態にならしめているのかという点を明らかにすることは、青少年の心身の健全育成および、家庭や地域社会におけるメンタルヘルスの促進という観点からすると、極めて急務となっていると考えられる。

この「切れる」心理を解明する上で注目しておかなければならないのが、いわゆる「ひきこもり」を呈する青少年の増加であ

る。教育相談・学生相談・病院における心理臨床などの現場から見ると、「ひきこもり」の心的状態と「切れる」心的状態とは裏表の心理として感じられることが少なくない。両者に共通するのは、対人関係に困難と偏りを示す者が少なくないという点である。カウンセリングの事例等の中から対人関係が歪みを見せるようになってきた背景を分析し、「ひきこもり」「切れる」心理のメカニズムについての仮説を提示することにする。尚、今年度は仮説提示にとどめ、次年度以降実証研究においてさらに明確にしたいと考えている。

はじめに

(1) ひきこもりとは何か

「ひきこもり」という言葉はもともと *withdrawal* という概念を訳したものであり、人間の心に生じる防衛機制のひ

とつであると考えられている。現実場面からの逃避という見方もあるが、「ひきこもり」をどう見るかは、多分にその時代の価値観と関わる問題であると言えよう。19世紀にロシアに存在したとされる人物であるオブローモフという人は、今でいうところの「ひきこもり」を起こした人物の代表として、しばしば文献に登場してくる。彼は当時のインテリ層の代表とも言える人間であったそうだが、世の中の動きであるとか生産的活動には一切関わろうとせずひたすら無為自閉的な人生を過ごしたと伝えられる。実在の人物なのかどうかはともかくとして、今日オブローモフ主義と呼ばれるこの厭世的人物像を紹介したゴンチャロフという人もまた、現実逃避的な生き方をした人であると言われている。帝政ロシア末期におけるインテリ層の示す厭世感が当時は存在しており、それが当時における「ひきこもり」の正当化もたらしていたと推測される。

うつ病などの精神疾患があると、症状の一つとして *apathy* と呼ばれる無気力な状態が出現することがよくある。最近、どちらかというが高学歴の若い人達の中にアパシー・シンドロームと呼ばれる無気力状態に陥る人達が多く見られるようになってきた。この人たちには社会生活面からのひきこもりが見られる。この場合のアパシー化していく背景としては、うつ病などの精神疾患が存在していることは除外して考えられている。しかし、アパシー化し無気力になっている若者たちが、帝政ロシアにおけるオブローモフのような厭世感に襲われており、その結果、社会生活からの退却を示しているとみなすことはおそらく妥当ではない。我が国においては、1970年代に無気力・無関心・無感動をセットした三無主義なる言葉が流行ったことがあるが、その時の無気力さには多少厭世的な気分が

存在していたと考えることは出来る。いわゆる学生運動を中心とする社会変革運動の挫折が、当時の若者たちの心に影響を与えていたと見る事が出来るからである。ところがその後注目されるようになったアパシー状態にある若者たちからは、あまり厭世感のようなものは感じられてこない。学生に多く見られるスチューデント・アパシーの者たちには、学歴社会に乗りきれなかった挫折感と離脱感がつきまとはいるのだが、厭世観と言えるほどのものはほとんど伝わってはこない。

いわゆる「ひきこもり」状態にある者の心理面には、アパシー・シンドロームと重なる要素が多く存在していると思われる。「ひきこもり」には、周囲の人たちとの生き生きとした会話であるとか、日常的な人との関わりを軸とする社会生活から遠ざかるといったことがつきまとう。その動きから推測するとひきこもる者の心理面には、周囲の状況に対して何らかの不安や怖れが存在しているということがまず考えられる。身動きのとれない怯えの状態にあり立ちすくむ姿がそこには重なる。

「ひきこもり」の様相を呈する人が限られた空間にとどまろうとするならば、それは閉じこもり状態にあると解釈できるが、必ずしもそうした状態にはならず、日常的生活を保持しつつも、他者との関わりを避けようとする者もある。生きるために必要とされる最小限の行動は維持出来るのだが、きわめて自閉的・自己完結的に行動しようとする。それもまた心理的な「ひきこもり」として分類しておくことが必要と考えられる。

(2) 「ひきこもり」と「切れる」心理との重なり合い

ところで、ひきこもる人達とのカウンセリングを続けていくと、彼らの心の中には何らかの怒りにも似た感情が存在しており、

周囲に対する反発や抗議の意思が隠れ潜んでいることを感じさせられることが少なくない。厭世意識のように漠然とした社会の潮流であるとか体制に対する反発というのではなく、自分の行動であるとか進路に対してブロックを与えようとする具体的な人物であるとか事象に対しての苛立ちというようなものである。一方で自信のなさを示しているように見えながら、他方で激しい攻撃性が潜伏しているように感じられるのが、ひきこもる人達に多く見られる臨床像である。実はこの相反するように見える心の動きこそが「ひきこもり」の重要な点であると筆者は認識をしている。一見すると生きるための闘う意欲を喪失して現実から逃避しているかのように見える「ひきこもり」の裏側には、実は激しい闘争心が渦巻いており、表に出る機会を覗いていると考えられることが少なくない。この心理的メカニズムはある面ではうつ病の病理と重なるし、自殺願望を抱える者の心理とも近いものがある。「ひきこもり」の状態にある人間の内的世界には、表に出ないはずの怒りの感情であるとか憎悪的感情が堆積しており、それが外に向かわずに、内なる世界にとどまっている状態にあることが推測される。その内的世界に堆積したものが、何らかのきっかけにより外に向かって引き出された時は、身近な組織や人に対する激しい敵意を伴う攻撃性となって吐き出されていく。

そうなると、いわゆる「切れる」状態になることになる。つまり、「ひきこもり」をもたらす心の動きと「切れる」心の動きとは実は表裏一体の関係にあると見てさしつかえない。「ひきこもる」人というのは、何時「切れる」状態になってもおかしくないことになるし、逆に「切れる」人というのは「ひきこもり」になってもおかしくないということになる。

一般的には「キレる」という表記をしているが、これはきわめて現象を曖昧にする表記の仕方である。こうした心の状態を表すにはやはり「切れる」と表記することが適当であろう。人格の統合性が瞬時にして切断される状態になることを意味しているからである。もともと「キレる」という表現にはほめ言葉としての意味がこめられていることが少なくない。あいつは「キレる」と言えば、頭の回転が早いとか、頭脳明晰であるということの意味しており、その人物を他者から区別してポジティブにとらえるというニュアンスが存在していた。しかし、いま取り上げているのは、心の恒常性が壊れていく、きわめて不健康な心の状態を示しており、病理現象として認識していくことが必要なものであると考えざるを得ないものである。それを示すもっとも適切な表記としてはやはり「切れる」として表すしかないであろう。

仮説1 「ひきこもり」は自立社会に潜む落とし穴である

さて、人間関係に対する怯えであるとか自信のなさというものが、「ひきこもり」にはつきまとうとしても、いったい何に対する怯えであり、何に対する自信のなさなのであるか。人間関係とは言っても、きわめて漠然としている。私はそれを、今日の社会が重視している行動パターンと、それを推し進める価値意識の中にあると見ている。それは「自立」という、子どもたちが実現を迫られている課題に他ならない。この「自立」の課題を早くから背負わされて育った子どもや若者の中に、実は「ひきこもり」がじわじわと増え続けているということに注目しなければならない。20世紀後半、日本人が近代社会に生きる者としての自信を確立するために、もっとも力を入れて教育してきたのがこの「自立」した人間を育てるということであった。そのた

め、家庭のしつけにおいても学校の教育においても、「自立」した生き方をすることの大切さが子どもたちの心に刻みこまれている。従来の日本人の生き方というのは、自分で考えて事のよし悪しを判断するのではなく、皆がそうするならば自分もそうするといった行動をとりやすかったり、困ったことが起こるとすぐに他人に頼りたがり、もたれあうような生き方をすることが多く、それが主体性のない人間としてさまざまな問題を引き起こしてきた。そのことへの反省があったからこそ、「自立」することが新しい教育の課題の中心に据えられてきたのであった。個としての存在よりも集団の一員としての存在の方が重くみなされていた日本的価値意識が転換を迫られ、一人一人が主体性を持って判断し行動していけるようにならなくては、本当の意味での民主主義社会を実現することはできないと考えられたからである。21世紀に生きる人間にとって、一人一人が「自立」した生き方が出来るということは、必ず可能にしなければならない課題であることは確かである。その流れそのものを否定することは出来ない。

しかし、絶対に正しいと考えられていることであっても、そこには必ず潜む落とし穴があることにも目を向けておかなければならない。その落とし穴こそ「ひきこもり」という現象をもたらしているということを認識することが必要である。

「自立」した生き方を可能とするには、まず自らの意思で行動するという強い意思を持つことが要求される。その上で、何かを判断しなければいけない状況や場面においては主体性をもって決断をしていくことが求められる。それを自己決定力と呼び、一人一人の人間が大切にすべき権利であるとも認識される。その次に求められるのは、自分の意思で決定をしたことから生まれる

責任を引き受ける覚悟である。自己責任力もしくは自己責任能力と呼ばれる。主体的な意思のもとに自己決定ができ、自己責任が取れた時にその人は、「自立」した人間としての人格が備わったとみなされることになる。今日の社会はそれを徹底的に求められる「自己強化型の社会」とであると規定されよう。

しかし、自らの意思をもって自己決定をなすには、その前提となる判断基準というものを確立しておかなければならない。この判断基準をどうやって形成していくかということが実は一番難しいことであり、大事な教育の課題となってくる。他人からこれが正しいとかこうすべきであると指示されたものを判断基準とするのでは、自立することにはならない。例え他人から言われたことであっても自分で検証し、考え、確かにこれは自分としても納得出来ると思った時に、それは主体的な意思のもとに判断したということになる。

その意味では、昨年相次いで発生した17歳の少年による事件の当事者の1人が、「人を殺す体験をしてみたかった」「1度やりかけたことは最後までやりとおすべきだと思った」「そのことで自分は自己実現が出来ると思った」と語っていることは、そうした教育課題がある面では確かに少年の心の中に内在化されていると考えることが出来るだろう。「人を壊してみたかった」という別な事件の当事者の供述もそれに近い。異常な精神状態という見方でひっくるめるのではなく、今日の社会が教育の中で刷り込もうとしたことが、大人の予測できない形で出現したに過ぎないと見た方がわかりやすい。

人間は心の中に矛盾した考え方や欲望を同時にいくつも持つ動物である。その中からどれを捨ててどれを選ぶかということを常に突きつけられながら生きていかざるを

えない。そこに葛藤が生じてくるのだがその葛藤を乗り越えていける力が必要とされる。葛藤処理能力と呼ばれるものである。別な言い方をすればそれを「自律」と呼ぶ。この「自律」能力を育むことこそ大切な教育課題となる。家庭教育におけるしつけであるとか、義務教育段階における学校が責任を負わなければならないのは、この自律能力を形成することに他ならない。しかし、そうした自律性を育む教育が充分にはなされていないのではないかというのが、第一の仮説となってくる。

最近しばしば言われる「生きる力」とは、筆者の考えでは自律能力ということにつきる。あらゆる知識や技術の習得はその後に磨かれるべきものである。「生きる力」＝「自律能力」を育むことをおろそかにし、知識や技術を詰め込むことを重視してきたのが、この数十年間の日本の教育であったのではなかったのか。そうした教育のもとに、「自立」もまた知識としてしか詰め込まれていかなかったと思われる。しかし自律能力というのは知識やマニュアル的な技術として習得されるものではない。さまざまな体験学習を重ねることにより次第に形成されていくものである。その形成が残念ながらほとんどなされていなかったと考えざるをえない。とりわけ、高学歴を有する親たちは、知的概念を強化するような子育てを好み、さらに知識の獲得に基づく学力を重視する教育環境の中で育てられた子どもたちほど、「自立」を観念的にしかとらえられなくなっている傾向が見られる。知的な世界を重視する親ほど、子どもたちには何でも自分で考えさせ、判断をさせれば自然に「自立」出来るようになるものであると考えている傾向がある。しかし、そんなに単純なものではない。小さい子どもというのは、始めて直面する出来事はどんなことであれ、とまどいや不安を感じるもの

である。そうした不安を感じた時、不安に対する免疫力を有する人間、すなわち大人に救いを求めようとする。「これは何？」「これはどういうこと？」「どうしたらいいの？」といった形で、親や教師が子どもたちから次々に質問責めにあうことは今も昔もさして変わりはない。そうした質問や疑問、不安にひとつひとつ応えながら、子どもの不安を解消してあげることが大人には求められている。そうでないと子どもたちはずっと不安を抱えながら生活をしていくことになる。ところが、最近の親であるとか教師の中にはそうした疑問にいちいち応えることは良くないことであると考えている人達が少なくない。応えることは依存性を高めることになると思っているようである。そのため、返す言葉はいつも「自分で考えなさい」「自分で良いと思ったらそれでいいでしょう」でしかない。先程も述べた様に知的理解を優先する意識を有し、それを育む教育環境を重視する人ほどその傾向が強い。それだけ人間の有する知力への信頼性を高く持っていると思われる。学歴信仰もまたそういう知力への信頼感を持つ親ほど持ちやすい傾向がある。知的理解や判断を重視することは大事なことはあるが、人生の入り口に当たる幼児期にそうした対応しかされてこなかった子どもには、心の中に生じた不安を拭いさる事が出来なまま、社会に参加していかなければならなくなる。残念ながらそういう接し方をする親が珍しくなくなっている。高学歴社会を生き抜いてきた親世代の心の中に、知的世界に対する強い信頼感が育ってしまったのかもしれない。そうやって育てられた子どもたちの多くは、冷たく突き放されたという思いを抱きながらも、それ以上しつこくすると厳しい叱責をうけることを覚悟しなければならない。叱られることはつらいことにもなるから、黙らざるをえ

なくなっていく。しかし、自分でいくら考えたって経験が無いのであるから、やはりどうしたらいいのかわからない。子どもたちの不安を和らげるためには何かヒントぐらひは与えてあげることが必要なのだが、それを罪悪視しているため、子どもの心の中に生じた不安はいつまでも解消されないままである。

結局、そうした状況に置かれた子どもたちの多くは、どこで判断基準を探すかという、漫画やアニメーションの主人公に自分をなぞらえて動くようになっていく。最近の子どもたちの話し方や行動の仕方には、何とも奇妙な印象が残る共通したものがあると感じさせられることがある。親であるとか学校の教師がそれを教えているとはとても考えられない。そうした行動基準をとりあえず持つてくることで、何とか小学生の時代は過ごせているのが実状である。それほど自分が重大な責任をとらされるようなことには直面しないで済むからやれるわけである。しかし、思春期を迎えた頃になるとそうはいかない。自分で判断し決めたことが、後から大きな責任となってふりかかってくることに気づくようになってくる。それは新たな不安となって襲ってくる。しかし、幼い頃から心の中にわいた不安を、これまで信頼出来る大人によって解消してもらったという体験がない分、あらためて誰かに相談することが出来ない。そうすることは主体性のないことだから良くないという否定の感覚のみが強く刷り込まれている。そこには他人に頼らないというきわめて「自己完結的」な世界が肥大化していくことになる。

そして悶々としている内にひとつの対応策が導き出されていく。自己決定をしなければいけない場面から意識的に遠ざかるというものである。「ひきこもり」の始まりである。つまり、「ひきこもり」とは、自

己決定・自己責任の世界からの回避願望がもたらす現象に他ならない。もちろん、「ひきこもり」のすべてがそうであるとは言えないが、今急増しつつある「ひきこもり」のかなりの部分はそうした背景のもとにもたらされていると考えられる。「ひきこもり」を始めた子どもの様子を見て、なぜそうなるのかわからないと言う親や教師が少なくない。今までは何でも自分で決め、主体性のある子どもという評価を受けていたのが、まるで違う動きを見せることに戸惑いを隠せなくなる。しかし、そこには明らかに、親や教師の思惑を覆してしまう子どもたちの反撃が起きていると考えられる。多くの親や教師はそれになかなか気がつかない。自分たちのしてきたことを、何の疑いも抱かず、誰から見ても間違いはないと考えているからである。「ひきこもり」の心理の中核には実は自立拒否の動きがあるということにはなかなか目が行かない。これまで自立させようと一生懸命になっていた立場からすると、まさか自立拒否をするなどとは考えられないことであり、あつてはならないことであるとしか考えられないのであろう。

このように見ていくと、従来「ひきこもり」を見せる若者たちに対する見方として強かった、甘やかされて過保護に育てられた結果、自分で考え主体的に行動することができなくなってしまった人間が陥りやすいとか、耐性力の育っていない弱い人間がひきこもりやすいといった捉え方は根本的に間違っていると考えざるをえない。

昨年明るみに出た、小学生を誘拐して自分の部屋に9年間監禁していた青年に対してもそのような見解が示された。犯人言うなりに動く母親と、まるで手足のように母親を使う青年との間には、母子密着関係が存在しており、最近しばしば用いられる「共依存関係」が存在していたという説明

が飛び交った。しかし、筆者の見方は違う。心理的な密着も依存関係もこの親子の間には存在していなかったと思われる。食べること、寝ること、お金を使うことというきわめて即物的な保証は与えられていたが、心と心が向き合い、喜びや悲しみを共有するという関係はほとんど無かったのではないだろうか。逮捕された後に明らかにされた状況は、確かに母子密着的に思われることばかりであった。しかし、家庭内暴力などが起こると、その親たちは自分がその子どもにきちんと関わってこなかったことの非をつきつけられることがよく見られる。その時親は自らの非を悟ると、それ以後子どもに対しては何も言えなくなってしまう。そしてひたすら子どもの機嫌をうかがうようになり、言われるままに動くようになっていく。そこだけを見ると確かに密着関係が見られる。この事件の親子関係もそれと同じであったと思われる。幼少時期にこの親はきちんと子どもと対峙してこなかったのが真相なのではないだろうか。

平成13年にはバス・ジャックをはじめとする、凶悪な少年事件があいつぎ発生している。そうした事件を引き起こした少年たちのプロフィールとして、不登校であったとか、ひきこもっていた、家庭内暴力を繰り返していたといったことがマスコミにより報じられている。これらもまた甘い親に規範意識が育てられなかった子どもであるという、過保護型の親子関係が原因であるかのように説かれることが多いが、はたしてそうなのだろうか。

自立することを小さい頃から要求され、けなげにも子どもなりにその要求に応えようと頑張ってきた者に、突然「ひきこもり」が生じている。そのことの意味を分析しなければならない。何の援助も保護も与えずに、一方的に自立という命題を突きつけられたことにより、待ち受けている落と

し穴に必然的にはまってしまったと思わざるをえない。

「ひきこもり」ではなく、激しい攻撃感情を周囲にぶつける者もいる。心理形成のメカニズムはそう変わらないと思われる。自分の心の中に生じた不安や不満をきちんと受けとめてもらったという実感に乏しい人たちが、受け止めてくれなかった対象に対して怒りを吐き出すということであると思われる。ただ、最近は直接的な対象だけではなく、憎しみを抱く親であるとか教師の動きを容認させている大衆社会に対して、その怒りを向け始めているように見える。この心理メカニズムはかつての学生運動に関心を向けた若者たちの心理メカニズムと共通するものがあると思える。しかし、人に頼れない自己完結的な感覚が一方では肥大化しているため、かつてのような組織運動に結実するような動きには到底ならず、いわば自爆的な行動だけが目立つようになっている気がする。

現代社会は、子ども達を自立させようとやっきになり、親や教師の願い通りに「自立」していると思っていたところ、それは実は「孤立」させていることになってしまっていると考えられる。

仮説一 対象関係のもろさ

対象関係というのは、人間が心に抱くさまざまな欲求をかなえることを可能とする人や物との間に成立する態度であるとか行動を表す言葉である。もともとは精神分析学の領域で使われていた言葉であるが、他者との関係を成立させる際、それぞれの態度の違いをもたらすものは、発達段階としての乳幼児期における原初的な体験が大きな意味を持っているとの認識から発展してきた考え方である。

エリクソンは、人生において最初に体験する危機として、乳児期に直面する問題をあげている。それは、対人関係において

「信頼感」をもって接する態度を身につけるか、それとも「不信感」を抱きながら人に関わろうとするかの違いが形成されるかという分かれ目に立たされているという危機であると指摘される。ポルトマンが指摘しているように、人間は10ヶ月の早産状態で誕生すると考えられる。そのため、生きる上で必要なことはすべて周囲にいる大人たちの力を借りなくてはならない。乳児の衝動的欲求に対応する大人たちの動きが子どもに満足感を与えたり、不満感を募らせていく結果ともなる。昔も今もその基本は何ら変わることはないのだが、社会状況の変化は子どもに満足感を与えにくくしている。家庭状況や労働状況の変化はかつてのように母親が常に子どもの側にいて満足感や安心感を与えることを難しくさせている。この場合には当然母親に代わる存在が必要になるが、母親と同じような感受性と動きが保障されていくとは限らない。子どもの欲求とズレた対応をすれば、子どもの気持ちは無視されたことになっていく。形式的な保育体制ではなく、内面的関わりでの在り方としての保育体制がもっと研究される必要がある。

例えば子どもが抱っこして欲しい思っているのに、泣けばただ哺乳瓶をくわえさせることしかしなければ、子どもは不満しか残らない。そうした微妙なズレが子どもの心に他者への不信感を醸成させることになっていく。信頼感を前提とする対象関係がもろくなっていく背景がそこにはある。

仮説一3 親たちの意識変化がもたらす ひずみ

現代における親たちは自分の生活をスムーズに運ぶため、出来るだけ早く子どもたちを自分たちの生活スタイルに合わせようとしがちなどころがある。しかし、あまりそれを急ぎすぎることは子どもの心にとって決して良い結果にはならない。さらに、

親自身が子どもの要求を的確に判断する力が弱くなってきていると感じさせられることも少なくない。乳児の欲求の伝達は非言語的なメッセージによるが、それをしっかりと受け止めるにはかなりの感受性が備わっていることが必要とされる。

泣き方の違い、表情、しぐさといったものをしっかりと見定めていく力を発揮することが大切であろう。感受性の高さはいわゆる「母性」と呼ばれるものの土台をなすものである。感受性も母性も、他者との親密な関係の中で醸成されていくものであると考えられる。母親と子どもとの関わりはもとより、対人援助の仕事はそこに従事することによって、感受性と母性とがもっとも開発される体験であると考えられる。

しかし、今日の時代に進行していると思われる、親子の関わり希薄さというものは、「母性」の土台をなす豊かな感受性が充分には開発されていないという結果がもたらされているのではないだろうか。時間的にも空間的にも親子の接触の機会が少なくなってきたことにより、親子のコミュニケーションが不足するという問題がまず生じている。そのこと自体、子どもの成長にとってはきわめてマイナスな影響をもたらすであろうことは、誰もが理解できることであろう。しかし、あまり表面化しないものの、それ以上に問題となる可能性があるのが、親が子どもの発するメッセージをきちんと受けとめられなくなってしまったことである。言葉を媒介とするメッセージは比較的維持されたとしても、非言語的メッセージということになると、まず親の方にそれを受け止める力が弱いという傾向にあることを、最近は感じさせられることが少なくない。要は関わり希薄さが相手のことを受けとめる感受性の強化を妨げてしまい、結果的には母性的な感覚も薄くさせてしまっているということになってしまっているのでは

ないかと思われる。

言葉によるメッセージのやり取りというのはとても大事なことであるが、言葉によらない非言語的なメッセージを受け止める力というのも、実は大事なコミュニケーション能力である。前にも指摘したように、乳児たちのメッセージは非言語的なものである。それを受け止めた親たちがそれを言語的なメッセージで返していくというやり取りの中で、子どもは言葉の持つ意味を次第に受けとめるようになる。その前提として親はまず子ども達から発せられる言葉ではないメッセージをしっかりと受けとめる力を持つことが大切になる。その両方の能力というのを持つことが人間にとっては必要不可欠である。

ところが、親子関係に限らず一般的な人間関係においても、どうも言葉以外のところから発せられるメッセージを受けとめる力が、弱くなってきていると感じさせられることが少なくない。それは恐らく、現代社会が持つ対人関係の持ち方に対する価値意識の変化に由来しているのであろう。

従来の日本社会における伝統文化的な考え方としては、どちらかという心の中にあるものをあまり積極的に開示するとか、感情を赤裸々に発するということが好まないとする感覚が存在していた。「顔で笑って心で泣く」といったように、むしろ積極的に心の内側に納めておくことを良しとしてきた。そうなると人は言葉によって相手の心中をなかなか知ることが出来ないから、非言語的な世界から伝わってくるものを必死に受け止めようとせざるをえなくなる。そうした社会においては、否応なく感受性を育まざるをえなかったであろうと考えられる。それを「察する」という言葉で呼んできた。「察し」が悪いということは、人間関係が下手ということと同じとみなされていたと言える。感受性が磨かれ、相手の

言葉にならない思いを察するようになるということは、先ほど説明したように「母性」を開発することにもなる。日本社会は母性社会であったとする考えがあるが、日本人のそうしたコミュニケーション・スタイルもまた母性社会を育む一因であったのかもしれない。赤子と母親との間で成立する非言語的なコミュニケーションの世界に近いものが、大人社会においても持続し続けたと考えられる。

しかし、この半世紀の間に、日本社会におけるコミュニケーション・スタイルも大きく変わってきた。必要なことは言葉で相手にわかるように表現するというところに重きを置く文化へと変わっている。それは欧米型の言葉を重視する文化と同じである。家庭においても学校においても、自分の考えや感じていることをどうやって相手が分かるような言葉に置き換えていけるかということが大切な教育課題となっている。

「言いたいことがあればきちんと言いなさい」「相手が納得できるように説明をしなければいけない」という言葉は、当たり前のこととして親や教師の口から子どもに発せられている。言語性を高め、表現力を充実させるということは、人間関係を良くするために確かに必要なことである。民主的な社会を成立させるためにもそれは不可欠であると考えられる。言葉で表現されないところをあれこれ推測して成り立つ社会というのは、実は誤解と混乱をもたらしやすい社会である。かつてな思いこみであれこれ判断されると迷惑することだっていろいろ起こりやすくなる。

そうしたことを考えると、言葉を重視するコミュニケーションが私たちの人間関係をわかりやすいものにしてきたことは間違いない。ただ、言葉の重みが増すことに比例するように、私たちの社会は言葉以外のところで発せられるメッセージの大切さを